

発議第 16 号

流山市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
このことについて、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び流山市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年8月29日提出

提出者

議会運営委員長 石原 修治

提案理由 流山市議会議員で構成する会派構成の変更に伴い、流山市議会委員会条例の一部を改正するものである。

流山市議会委員会条例の一部を改正する条例

流山市議会委員会条例（昭和42年流山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「7人」を「6人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年8月29日から適用する。